

議 案 目 次 （その2）

議案第31号	江差町性の多様性の尊重に関する条例の制定について	P	1
議案第32号	江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の 一部を改正する条例について	P	5
議案第33号	江差町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	P	7

議案第 3 1 号

江差町性の多様性の尊重に関する条例の制定について

江差町性の多様性の尊重に関する条例を、次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

江差町において、誰にとっても望まない要因のゼロ化を目指す「不幸ゼロのまち」の実現の一環として、L G B T Q の方一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく安心して暮らしていける地域づくり、多様性が尊重される社会づくりを進めていく取組の一つとして、「パートナーシップ宣誓制度」を導入するため、条例を制定するもの。

江差町性の多様性の尊重に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、江差町（以下「町」という。）において、誰にとっても望まない要因のゼロ化を目指す「不幸ゼロのまち」の実現の一環として、性の多様性が尊重される地域社会の実現を図るため、基本理念、性を理由とする差別等の禁止、町の責務、町民及び事業者等の役割並びにパートナーシップ宣誓制度の実施について定め、もって全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (3) L G B T Q 性的指向が異性愛のみではない者、又は性自認が戸籍上の性別と異なる者をいう。
(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字をとったもの)
- (4) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した、一方又は双方がL G B T Qである二者の関係をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップである者同士が町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (6) 町民 町内に居住する者、町内で働く者、町内で学ぶ者その他町内で活動する者をいう。
- (7) 事業者等 町内で事業活動を行う個人及び法人その他町内において組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組は、性的指向又は性自認を内心にとどめることを希望する者の平穏な生活の確保に配慮しつつ、全ての町民が、性を理由とする差別等を受けないこと、性の多様性をめぐる個人としての尊厳が重んぜられること及び性別、性的指向、性自認等にかかわらず、自らの意思によって地域社会のあらゆる分野における活動に参画し、能力を発揮する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(性を理由とする差別等の禁止)

第4条 何人も、性を理由として、不当な差別的取扱いをすること及び個人の権利利益を不当に侵害する行為をしてはならない。

2 何人も正当な理由なく、本人の意に反して性的指向若しくは性自認の表明を強制し、若しくは禁止し、又は性的指向若しくは性自認を明らかにしてはならない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に定める基本理念にのっとり、町民、事業者等、国及び道や他の地方公共団体その他の関係機関等との連携を図りつつ、性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策を実施する責務を有する。

(町民の役割)

第6条 町民は、性の多様性について理解を深めるとともに、町が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第7条 事業者等は、性の多様性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性を理由とする差別等の防止を図る等性の多様性に配慮するよう努めるとともに、町が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(パートナーシップ宣誓制度)

第8条 町は、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、第3条の基本理念を達成する一助として、パートナーシップの宣誓が行われたことの証明（以下「パートナーシップ宣誓書受領証」という。）をするパートナーシップ宣誓制度を実施するものとする。

2 町長は、宣誓が行なわれたときは、規則で定めるところにより、宣誓を行った者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証を交付する。

3 町、町民及び事業者等は、その活動の中でパートナーシップ宣誓書受領証の取り扱いについて配慮に努めるものとする。

4 前各項に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓書受領証の交付手続きその他のパートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(啓発活動)

第9条 町は、性の多様性に関する町民及び事業者の理解を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例
について

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例（令和 6 年条例第 1 9 号）の一部
を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

国において、北海道檜山沖洋上風力発電事業の促進区域の指定が見込まれること、また、条例に罰則
を設けることで、命令の追加、公表の改正を行い、再生可能エネルギーの手続きをより適正にすること
から改正するもの。

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例（令和6年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）によるものについては適用しない。

第21条を削り、第23条を第25条とし、第22条を第24条とし、第20条の次に次の3条を加える。

（命令）

第21条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置を取らなかった場合において、その者に対し、相当の猶予期間を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

（公表）

第22条 町長は、前条に規定する命令を受けた者がその命令に違反したと認めるときは、その者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに命令の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者の意見を聴く機会を設ける等必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第23条 町長は、正当な理由がなく第21条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 33 号

江差町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項の規定により準用する同条第 1 項の規定に基づき、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 7 年度予算において、「子育て支援センター整備」の実施について、江差町過疎地域持続的発展市町村計画に追加登載し、過疎対策事業債を活用するため。

江差町過疎地域持続的発展市町村計画の変更

江差町過疎地域持続的発展市町村計画（令和３年度～令和７年度）を次のとおり変更する。

【区分】 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(1) 児童福祉施設			
子育て支援センター	子育て支援センター整備	町	

_____部分を加える。

